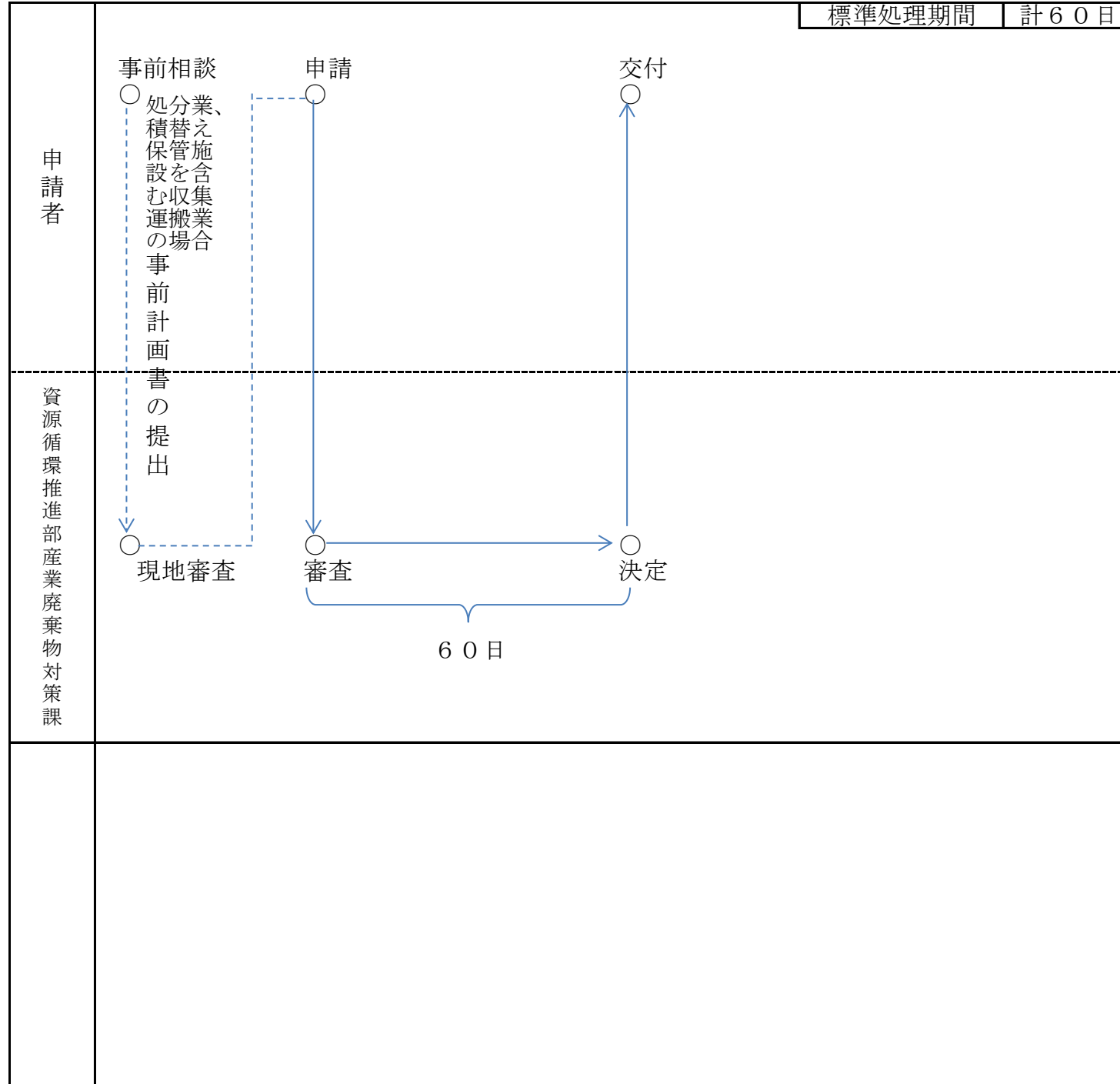


事務処理フロー図

作成部署 環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課審査担当 電話 42-861

事務名 産業廃棄物処理業の許可（特別管理産業廃棄物・変更）

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

番号	項目	説明
1	事前相談（処分業、積替え保管を含む収集運搬業の場合）	申請前に事前計画書を提出していただき、現地審査を行います。
2	申請	窓口へ提出された申請書類について内容を審査します。
3	審査	申請書の内容について、許可基準を充たしているかどうか審査します。
4	決定	許可するか否か、資源循環推進部長または産業廃棄物対策課長が決定します。
5	交付	申請者に許可証を交付します。
6		
7		
8		
9		
10		